

## 福岡県子ども・若者支援地域協議会設置要綱

### (設置目的)

第1条 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「法」という。）第19条第1項の規定に基づき、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施することを目的として、福岡県子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に係る情報交換及び連絡調整に関すること。
- (2) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援に必要な体制の整備に関すること。
- (3) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に関する相談等への対応並びに必要な調査及び指導に関すること。
- (4) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に関する研修及び情報発信に関すること。
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 協議会は、別表1及び別表2に掲げる関係機関等（以下「関係機関等」という。）をもって構成する。

- 2 協議会に会長を置き、人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

### (会議)

第4条 協議会に代表者会議及び実務者会議を置く。

- 2 代表者会議は、関係機関等の代表者により構成し、協議会が円滑に機能する環境の整備を行うため、次に掲げる事項について協議する。
  - (1) 協議会の支援に必要な体制の整備に関すること。
  - (2) 協議会の年間活動方針に関すること。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、代表者会議の目的を達成するために必要な事項。
- 3 実務者会議は、関係機関等の担当者により構成し、次に掲げる事項について協議する。
  - (1) 支援の対象となる子ども・若者の状況の把握、問題点の確認及び情報交換に関すること。
  - (2) 支援の対象となる子ども・若者に関する具体的な支援方法に関すること。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、実務者会議の目的を達成するために必要な事項。

### (子ども・若者支援調整機関)

第5条 知事は、法第21条第1項の規定により、福岡県人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局青少年育成課を子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」として指定する。

- 2 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、社会生活を円滑に営む上での困難を有する

子ども・若者に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて関係機関等との連絡調整を行う。

(子ども・若者指定支援機関)

第6条 知事は、法第22条第1項の規定により、福岡県若者自立相談窓口を子ども・若者指定支援機関(以下「指定支援機関」という。)として指定する。

(会議の招集及び運営)

第7条 代表者会議は会長が招集し、実務者会議は指定支援機関が招集する。

2 協議会は、必要があると認めるときは、関係機関に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

3 協議会は、必要があると認めるときは、関係機関等以外の者に必要な協力を求めることができる。この場合において、協議会は、個人情報の保護に配慮しなければならない。

(秘密保持義務)

第8条 協議会の構成員は、法第24条の規定に基づき、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年2月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月25日から施行する。

別表1(第3条関係) 代表者会議関係機関

| 区分    | 機関名等  |
|-------|---|
| 国     | 福岡矯正管区<br>福岡保護観察所<br>福岡労働局職業安定部   |
| 県(本庁) | 福岡県人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局政策課<br>福岡県人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局私学振興課<br>福岡県人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局青少年育成課<br>福岡県保健医療介護部健康増進課 心の健康づくり推進室<br>福岡県福祉労働部こども未来課<br>福岡県福祉労働部こども福祉課<br>福岡県福祉労働部障がい福祉課<br>福岡県福祉労働部保護・援護課<br>福岡県福祉労働部労働局労働政策課<br>福岡県教育庁教育振興部高校教育課<br>福岡県教育庁教育振興部義務教育課<br>福岡県教育庁教育振興部社会教育課<br>福岡県教育庁教育振興部特別支援教育課<br>福岡県警察本部生活安全部少年課 |
| 県(出先) | 福岡県精神保健福祉センター<br>福岡県福岡児童相談所<br>福岡教育事務所  |
| 県(委託) | 福岡県立社会教育総合センター<br>福岡県若者自立相談窓口<br>福岡県発達障がい者(児)支援センターLife<br>福岡県自立相談支援事務所<br>福岡若者サポートステーション   |
| 市(本庁) | 北九州市子ども家庭局子育て支援部青少年課<br>北九州市教育委員会学校教育課特別支援教育課<br>北九州市教育委員会学校教育課学校教育課<br>福岡市こども未来局こども政策部こども健全育成課<br>福岡市教育委員会指導部高校教育課<br>福岡市教育委員会指導部発達教育センター<br>久留米市子ども未来部青少年育成課<br>久留米市教育委員会学校教育課  |
| 関係機関  | 福岡県保健所長会<br>福岡県公立高等学校長協会<br>福岡県私学協会<br>福岡県通信制高等学校連絡協議会  |

別表2(第3条関係) 実務者会議構成機関

| 分野           | 機関名等  |
|--------------|---|
| 保健           | 精神保健福祉センター、福岡県ひきこもり地域支援センター<br>保健所  |
| 福祉           | 児童相談所<br>発達障がい者支援センター<br>自立相談支援事務所  |
| 労働           | 地域若者サポートステーション<br>若者就職支援センター<br>特定非営利活動法人福岡県就労支援事業者機構                         |
| 教育<br>教育(高校) | 教育事務所<br>福岡県立大学不登校・ひきこもりサポートセンター<br>公立高等学校<br>公立特別支援学校<br>私立高等学校<br>私立通信制高等学校 |
| 矯正・更生保護      | 少年院、少年鑑別所<br>保護観察所<br>県警少年サポートセンター  |
| 全般           | 北九州市子ども・若者応援センター YELL<br>福岡市若者総合相談センター ユースサポートhub<br>久留米市若者相談窓口みらくる           |
| 指定支援機関       | 福岡県若者自立相談窓口   |